

コンプライアンス推進の取り組み状況について

1. 島根原子力発電所点検不備に対する取り組み状況について

(1) 島根原子力発電所の運転再開へ向けた対応状況等

○2号機

〔前回までの主な経緯〕

- ・点検時期超過機器（162 機器）の健全性確認を終了。（H22. 7. 27）
- ・原子力安全・保安院による特別な保安検査において、点検時期超過機器の点検評価結果等の確認が行われ、2号機の運転再開にあたって安全上の問題がないとの判断を受けた。（H22. 9. 6）
- ・島根県・松江市による立入調査（H22. 9. 15）
- ・松江市長および島根県知事の運転再開についての見解を踏まえ、2号機の運転再開を国に届出・公表。（H22. 10. 21）

平成 22 年 12 月 6 日、発電を開始。

12 月 28 日に国による最終検査を終了し、通常の運転を再開。

○1号機

・点検時期超過機器の健全性確認

平成 23 年 1 月 6 日、1号機の点検時期超過機器（349 機器）の全てについて健全性の確認を終了し、1月14日に原子力安全・保安院に点検完了報告書を提出。

・原子力安全・保安院による保安検査

原子力安全・保安院による特別な保安検査（H23. 1. 17～2. 4）において、再発防止対策の実施状況、点検時期超過機器（349 機器）の点検評価結果の確認が行われ、2月10日、1号機の運転再開にあたって安全上の問題がないとの判断を受けた。

・島根県・松江市による立入調査

2月15日、再発防止対策の実施状況および点検時期超過機器の点検状況等について、島根県・松江市による立入調査が実施された。

(2) 再発防止対策の主な実施状況

再発防止対策の主な取り組み状況は次のとおり。

なお、全体の進捗状況は別紙のとおり。

○不適合管理プロセスの改善

11月～1月の不適合判定検討会において、985件の不具合情報を審議し、391件を不適合とした（当社ホームページ上で半月毎に不適合の情報を公開）。不適合件数が増加したが、これは1号機の点検開始に伴うものである。

○業務運営の仕組み強化

原子力部門戦略会議を定例的に開催し、経営層との意見交換で社員から出された意見への対応について審議しフィードバックするとともに、原子力部門の重要課題への対応を審議し、保守部門が慢性的な繁忙状態にあり、後追いの業務運営となっている現状の改善に向け、平成23年2月、2つのワーキンググループを設置した。

- ▶ 保守部門のあり方検討WG（主査：本社部長）
中長期的な重要課題を整理・統括し、対応策を検討
- ▶ 保守部門の充実・強化サブWG（主査：発電所保守部長）
至近の重要課題について対応策を検討

○原子力安全文化醸成活動の推進

- ・島根原子力発電所において第3回目の話し合い研修を実施し、業務の基本である「ルール遵守」の大切さを再確認するとともに、これまでの安全文化醸成活動を振り返り、個人の行動基準を策定（H22.12～H23.2）。
- ・原子力安全文化醸成研修会の開催

	第2回（H22.12.3）	第3回（H22.12.8）
演題	信頼の仕組みとその心の基盤	島根原子力点検不備事案から学ぶ
講師	同志社大学心理学部教授 中谷内 一也 氏	警察大学校教授 樋口 晴彦 氏

- ・関係・協力会社を訪問のうへで、意見交換を行い、「安全文化等に関係・協力会社が一体となって取り組むためには、コミュニケーションや報連相が重要」といった意見をいただいた（H22.11～12）。
- ・今年度の原子力安全文化醸成施策の有効性について、原子力安全文化アンケート結果等をもとに次のとおり評価を行った。
 - ▶ 施策全般については、大半の所員がこれまでの取り組みにより意識・行動が「変わった」「変わりつつある」と回答しており、有効であったと評価。
 - ▶ 「常に問いかける姿勢」については、「社会常識の意識」が向上、「前例踏襲的業務処理」が低下、「問いかける姿勢」が大きな変化なしというアンケート結果になっており、問題意識が高まったことが影響していると推定。
 - ▶ 「報告する文化」については、「報告・相談しやすい雰囲気」「違反行為の報告・相談」が改善・向上の傾向。

○第4回原子力安全文化有識者会議の開催

再発防止対策の実施状況、安全文化醸成施策の有効性評価および次年度計画、有識者会議意見を踏まえた情報発信の見直し状況について議論した（H23.2.27）。

島根原子力発電所点検不備に係る再発防止対策の主な取り組み状況

直接的な原因に対する再発防止対策

点検計画表不備への対応

点検計画表の修正 (H22年6月末完了)

業務手順の改善・明確化, 手順書の見直し

直接原因に係る再発防止対策 (H22年7月末完了)

点検計画の作成・変更, 工事仕様書の作成手順の見直し等, 点検不備に至った業務手順の改善・明確化を実施。

その他の取り組み

点検計画表の継続的見直し

点検計画表における点検方法, 点検頻度等について, 機器の安全重要度, 劣化要因を考慮して, より妥当性の高い内容に継続的に見直し

◇点検計画表における点検方法, 点検頻度等の継続的見直しを検討するワーキンググループを結成し, 活動中。

保守管理活動全体を管理する「統合型保全システム(EAM)」の活用

・現在開発中のEAMにより, 紙ベースで管理している膨大なデータをシステムで管理
・「原子力強化プロジェクト」は, 発電所と連携して業務プロセスの改善による更なる業務処理の正確性および効率性向上を検討, 実施

◇現在開発中のEAMを一部運用開始 (H22.9.1)。
(不適合・是正処置管理, 懸案事項管理他)

点検時期を超過していた機器の健全性評価

◇2号機162機器の全てについて健全性の確認を終了 (H22.7.27)
◇1号機349機器の全てについて健全性の確認を終了 (H23.1.6)

根本的な原因に対する再発防止対策

根本的な原因

不適合管理

不適合管理を適切, 確実に行うための仕組みが不足していた。

マネジメント

規制要求事項の変更に速やかに対応してマネジメントできる仕組みが十分でなく適切な対応ができなかった。

組織・風土

「報告する文化」「常に問いかける姿勢」が組織として不足していた。

原子力品質マネジメントシステムの充実

不適合管理プロセスの改善

■不適合管理が適切に行われ, 不適合の判断が限られた箇所決定されること等がないよう, 不適合管理プロセスを改善する。

- 不適合管理を専任で行う担当を設置 (H22.6.29)
 <活動状況> ・発電所員に対し, 不適合管理の必要性や基準についての教育を実施 (H22.7.29~8.2)
 ・品質保証講演会 (H22.9.16), 不適合判定検討会委員への専門教育 (H22.10.14)
- すべての不具合情報について検討し処置を決定する「不適合判定検討会」の運用を開始 (H22.8.1)
 <活動状況> 不適合と判定した事象全てを半月毎に当社ホームページ上で公開 (H22.9.7開始)

原子力部門の業務運営の仕組み強化 (保守管理体制・品質保証体制の再構築)

■規制要求の変化に速やかに対応し, 適切にマネジメントできる仕組みを強化する。

- 原子力部門の重要課題を統括する「原子力部門戦略会議」を設置 (H22.7.27)
 <活動状況> 第1回開催 (H22.7.27) ~ 第15回開催 (H23.2.2)
- 本社, 発電所からなる「原子力安全情報検討会」を設置 (H22.7.30)
 <活動状況> 第1回開催 (H22.8.13) ~ 第12回開催 (H23.1.20)
- 発電所の統括機能を強化し, 責任体制を明確化するため, 保守部, 品質保証部を設置 (H22.9.7)

原子力安全文化醸成活動の推進

■経営における原子力の重要性や地域社会の視点からの安全文化の大切さを全社 (関係会社・協力会社を含む) で醸成する活動を推進する。

- 社長直属の組織として「原子力強化プロジェクト」を設置 (H22.6.29)
 <活動状況>
 ・職場話し合い研修を実施 (第1回 H22.7.23~9.3, 第2回 H22.10.1~12.14, 第3回 H22.12.20~H23.2.10)。
 第1回話し合い研修後にグループの行動基準を策定, 第3回後に個人の行動基準を策定。
 ・経営層・所長と発電所員との意見交換会 (※) を実施 (H22.8.23, 8.27, 9.3, 10.19, 12.3, 12.8)
 (※) 交換会で提案された意見は, 組織として対応を検討し, 検討結果を提案者へフィードバック
- ・原子力安全文化醸成研修会の開催 (H22.8.2, 12.3, 12.8)
- ・再発防止対策実施状況・スローガンの掲示 (H22.7.29~)
- ・発電所運営関係者へも安全文化醸成の浸透を図るため, 関係・協力会社と意見交換 (H22.11.29~12.16)
- ・原子力部門関係者の情報交換の場となる社内SNSの運用開始。 (H22.12.24~)
- 社外有識者を中心に構成する「原子力安全文化有識者会議」を設置
 <活動状況> 第1回 (H22.8.1), 第2回 (H22.9.12), 第3回 (H22.12.2), 第4回 (H23.2.27)
- 地元の方々との対話活動の充実
 <活動状況> 技術系社員による見学会対応 (H22.7.8~), 地元定例訪問への参加 (H22.7.12~), 広報チラシの街頭配布 (H22.8.25, 26), 鹿島町・島根町・橋北地区にお住まいの方への全戸訪問 (H22.8.30~9.17), 地元意見の職場内共有 (H22.9.21~)
- 原子力の重要性や安全文化の大切さを全社で確認する「原子力安全文化の日」の制定 (H22.6.3)
- 役員が全事業所64か所を訪問 (H22.8.23~11.29)。
- コンプライアンス強調月間行事として, 全社で点検不備に対するお客さま意見等を踏まえた話し合い研修を実施 (H22.11~H23.1)。

2. コンプライアンス推進施策の主な実施内容について

(1) 全社

○コンプライアンス経営推進誓約の実施

2月の定期人事異動に伴い対象となった組織の責任者21名が「コンプライアンス経営推進誓約書」に署名，執務室内に掲示。

○エネルギーグループ企業倫理連絡会議の開催

グループ企業各社の部長クラスが出席。当社およびグループ各社のコンプライアンス推進の取り組みについて紹介するとともに，当社を含め各社で発生した不適切事案について情報交換し，同種事例の防止へ向けた取り組みの徹底を依頼（1月）。

○ルールの適切性確認（11月～12月）

- ・今年度は，点検不備問題の反省を踏まえ，地域社会やお客さまの視点から問いかけて疑問のある取扱いや実態にそぐわないルール等があれば課題提起することとし，各職場から395件の課題が報告された。
- ・過去に一部見直しを行ったルールにおいても，依然として多数の課題が報告されている実情を踏まえ，今後の主管箇所による検討においては，部分的な検討にとどまらずルール全体の課題を把握し改善策を検討する方向で進めていく。

○品質管理担当者連絡会の開催（12月，2月）

- ・下関発電所における塩素濃度の協定値超過事案における要領書や図面管理の課題を踏まえ，他部門におけるルールの整備状況等を確認。今後，実際の管理状況等についても確認を進めていく。
- ・他企業における事案とその再発防止対策について紹介。

○コンプライアンス教育担当者連絡会の開催

今年度のコンプライアンス研修や保安教育の評価および今後の課題について意見交換を行い，来年度の重点課題に関する認識合わせを行った（12月）。

○講演会の開催

当社経営層，部長クラスおよびグループ企業社長（計77名）を対象に，他企業で発生した不祥事に潜む原因と危機管理に関する講演会を実施（12月）。

テーマ：「企業経営における危機管理 ～失敗から学ぶ組織管理～」

講師：警察大学校 教授 樋口 晴彦 氏

○賞罰基準の見直し（4月実施予定）

事業所長が、社員のよい行為に対して「褒める」、不適切な行為に対して「叱る」ことの第一義的な責任があることを明確にしたうえで、表彰制度と懲戒制度の見直しを行う。

〔表彰制度〕

事業所長の判断でより柔軟に表彰できるよう、表彰事由に「会社・組織にとって有意義な行為」を追加する。

また、事業所長が表彰を過去の事案とのバランス等によりためらうことなく積極的に活用できるよう、副賞の賞金または賞品を贈与しない取扱いも可能とする。

〔懲戒制度〕

懲戒に関する規程等を社員にとってわかりやすい表現や整理方法に改めることで不適切行為の未然防止を図るとともに、不適切行為を行った当事者の再生や組織としての再発防止につながるよう運用を見直す。

（2）事業本部

【販売事業本部】

○配電関係業務における不適切事案を踏まえた意識面の取り組み

配電関係業務における不適切事案を踏まえ、販売事業本部の部長クラスが全営業所を訪問し、所員に対する事案の概要説明、意見交換等を行うとともに、不適切事案をとりあげた話し合い研修を配電系社員で実施（12～1月）。

【電源事業本部】

○下関発電所事案を踏まえた意識面の取り組み

下関発電所における塩素濃度協定値超過の原因分析を踏まえ、今後、各火力発電所において、本事案の重大性や業務の責任について、本事例をもとにした話し合い研修を行っていく（2～3月）。

3. 平成23年度全社コンプライアンス推進の取り組みについて

これまでの取り組みにより不正防止意識は定着する一方で、日常業務においてチェック不足や確認不足等に起因する不適切事案が継続的に発生している状況を踏まえ、過去の教訓の風化防止とコンプライアンス意識のより一層の浸透を図りながら、「責任ある業務遂行」と「業務品質の向上」を重点課題として進めていく。

具体的な取り組み内容については、これまでの施策の継続を基本としつつ、次の方向で一部見直しを検討していく。

○役員事業所訪問

重点課題が不正防止から業務品質へ移ってきた状況等を踏まえ、事業本部役員等による年間を通じた訪問のなかで、業務品質向上の重要性に対する認識の徹底や取り組みの促進を図っていく。

なお、状況によっては、コンプライアンス意識の再徹底等を狙いとする役員事業所訪問を検討・実施する。

○職場実態・社員意識調査

調査にあたっては、自職場の強み・弱みの把握から、「責任ある業務遂行」と「業務品質の向上」という重点課題の実情把握に資する質問項目に比重を移していくとともに、レポート内容等について簡素化を図る。

○業務品質に係る基本事項のチェック・確認

これまで、コンプライアンス強調月間施策として「ルールの適切性確認」を行ってきたが、ルール・マニュアル等の見直しは各主管箇所が主体的に課題を把握したうえで検討していくこととし、23年度の強調月間では、業務品質の確保・向上に向けて自らの仕事の根拠や基本ルール、マニュアルや帳票類の整理状況等のチェック・確認を実施施策とする方向で検討していく。

○パソコン起動画面を活用した意識付け

今年度は、コンプライアンスの実践に向けたメッセージとそれに関する名言・格言を週1回の更新頻度で紹介し、2月末現在で47のメッセージを発信してきた。

来年度も、これまでに積み上げてきたメッセージの再紹介を含め、更新頻度を短くするなどの工夫を凝らしながら継続していく。

以上